

会計管理者訓令甲第2号

会 計 室

会計事務検査実施規程を次のように定める。

平成19年6月1日

神戸市会計管理者 高 橋 英 比 古

会計事務検査実施規程

(目的)

第1条 この訓令は、神戸市会計規則（以下「規則」という。）第83条第1項の規定に基づく検査（以下「検査」という。）の実施に関して必要な事項を定めることにより、会計事務の公正性及び的確性を確保することを目的とする。

(検査担当者及び実務の統括)

第2条 検査は、会計管理者が任命する会計検査専門員及び所掌する会計室職員（以下「検査担当者」という。）が行うものとする。

2 会計課長は、会計管理者の命を受け、次条以下に定めるもののほか具体的な検査の実務を統括する。

(検査対象所属の選定等)

第3条 検査対象所属は、支出担当者を置く所属単位とする。会計課長は、毎年度当初に検査の対象となる所属を選定し、検査の実施計画を策定するものとする。

(対象事務の年度区分)

第4条 検査は、検査を行う日の属する年度の直前の会計年度における事務を対象として行う。ただし、会計管理者が必要と認める場合はこの限りではない。

(検査実施の通知)

第5条 会計課長は、検査を実施しようとするときは、検査対象所属に対してあらかじめ文書により通知するものとする。

2 前項の通知は、原則として対象所属の属する局、室、区の庶務担当課を通じて行う。

(検査の実施方法)

第6条 検査担当者は、原則として検査対象所属に赴き、実地に関係書類の検査を行う。

2 一の所属の検査について、2名以上の検査担当者がこれにあたるものとする。

3 規則に定める検査対象事務の種別に応じた具体的な検査の実施細則については、会計課長が別に定める。

(調査資料の提供等)

第7条 検査担当者は、検査対象所属に対し、検査に必要な資料の提供及び説明を求めることができる。

(検査結果の整理)

第8条 検査担当者は検査完了後、所属ごとに「検査票」を作成し、速やかに会計課長に報告しなければならない。

2 検査票の作成は、簡潔・簡明を旨とし、指導・指摘事項等がある場合には、箇条書きで明記するものとする。

(検査結果の通知)

第9条 会計課長は、検査を実施した日から2月以内に当該所属長に対して、「検査結果通知書」を交付するものとする。

(是正内容の報告)

第10条 会計課長は、検査の結果、違法・不当な事務処理が認められた場合には、指摘事項として前条に定める検査結果通知書に明記し、当該通知を行った日から2月以内に是正内容等の報告書の提出を求めることができる。

(検査結果の取扱い)

第11条 会計課長は、局(区)単位の検査完了時又は年度終了時等必要に応じて検査票、是正内容報告等の取りまとめを行い、会計管理者に報告しなければならない。

2 会計管理者は、検査結果について市長に報告することができる。

3 検査の結果、予算執行職員及び出納員その他の会計職員に注意喚起をすべき不備事項が判明した場合には、会計事務研修等の機会を利用して広く周知徹底を図るものとする。

(その他)

第12条 この規程によるもののほか、検査に必要な事項は、その都度会計課長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

行政調査規則

昭和35年4月1日

規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、事務の管理及び執行状況並びに工事契約の履行状況を調査し、併せて事故の調査を行うことにより、本市における適正な行政の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市長の事務部局（神戸市事務分掌条例(平成15年10月条例第19号)第1条に規定する局及び室並びに区役所をいう。以下同じ。)
- (2) 神戸市事務分掌規則（昭和33年4月規則第17号）第113条に規定する会計室
- (3) 消防局
- (4) 水道局及び交通局
- (5) 監査委員，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，農業委員会，固定資産評価審査委員会及び市会（以下「独立機関」という。）の事務部局

(調査の実施及び種類)

第3条 調査は、上司の命を受け、行財政局長が行う。

2 調査は、事務調査，工事調査及び事故調査とする。

(調査資料の提供等)

第4条 行財政局長は、部局の長に対し、調査のため必要な資料の提供及び説明等を求めることができる。

(部局の長の協力義務)

第5条 部局の長は、行財政局長の行う調査について協力しなければならない。

(事務調査)

第6条 事務調査は、部局における事務の管理及び執行状況に関し、おおむね次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 法令，条例，規則等の運用の状況
- (2) 予算執行の状況
- (3) 財産の取得，管理及び処分並びに営造物の管理の状況
- (4) 現金又は物品の出納その他の会計事務の処理状況
- (5) その他必要と認める事項

(工事調査)

第7条 工事調査は、請負工事に関し、おおむね次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 施行計画の適否
- (2) 契約の方法及び内容の適否
- (3) 工事状況及び部分払の際の出来高算定の適否
- (4) 工事の中止，工事の遅延等となったものについて，その理由及び処理状況
- (5) その他必要と認める事項

(事故調査)

第8条 事故調査は、次に掲げる事項（以下「事故」という。）について行うものとする。

- (1) 公務員としてふさわしくない行為
- (2) 現金、物品その他財産の亡失又はき損
- (3) 職員が公務により第三者に損害を与えた事実又は財産若しくは営造物により第三者に損害を与えた事実

(調査の報告)

第9条 行財政局長は、第6条、第7条又は前条の規定による調査の結果を上司に報告しなければならない。

(改善措置等の要求)

第10条 行財政局長は、調査の結果、改善を要する事項又は結果処理を要する事項があると認めるときは、上司の承認を受けて、関係部局の長に対し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(措置要求に対する回答)

第11条 部局の長は、前条の要求に基づいて執つた措置を、速やかに、行財政局長に報告しなければならない。

2 行財政局長は、前項の報告を受けた場合、上司に報告しなければならない。

(事故の報告及び通知)

第12条 部局の長は、所掌の事務に関し事故が発生した場合、別に定めがあるもののほか、当該事故の原因及び状況等を速やかに上司に報告しなければならない。この場合において、事故の性質上、報告に相当の日時を要すると認められるときは、あらかじめ、その要旨を口頭で報告するものとする。

2 市長の事務部局の長及び会計室長は第8条各号に掲げる事故が発生した場合に、消防局及び独立機関の事務部局の長は同条第2号及び第3号に掲げる事故が発生した場合にそれぞれ当該事故の概要を行財政局長に通知しなければならない。

(施行細目の委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、港湾総局にかかる部分は、神戸市事務分掌条例の一部を改正する条例（昭和35年4月条例第3号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和38.4.20規則14）

この規則は、昭和38年4月20日から施行する。

附 則（昭42.1.1規則57）抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭42.3.31規則102）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭47.10.19規則54）

この規則は、昭和47年10月20日から施行する。

附 則 (昭 50.3.31 規則 170)

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 53.1.12 規則 117)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭 57.4.1 規則 20)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭 60.4.1 規則 3)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭 63.4.1 規則 2)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 2.3.31 規則 97)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (平 4.4.1 規則 4)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平 7.2.16 規則 78) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平 8.4.1 規則 7) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平 12.3.31 規則 118) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 14.3.29 規則 80) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 15.10.8 規則 31) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平 19.4.1 規則 93) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 5 条中別表保育所の項の改正規定(神戸市立枝吉保育所に係る部分に限る。)は、同年 7 月 1 日から施行する。

行政調査規則の運用について

昭和 53 年 1 月 12 日

行第 3 号

行政監理室長通知

(改正 昭和 60. 4. 1 市企行第 8 号)

(改正 昭和 63. 4. 1 総行第 5 号)

(改正 平成 7. 10. 11 総行第 55-1 号)

(改正 平成 12. 4. 1 行行新第 3 号)

(改正 平成 15. 4. 1)

行政調査規則(昭和 35 年 4 月規則第 1 号)の運用については、今後下記によることとしたので、了知されるよう通知します。

記

1 行政調査規則の適用範囲について

- (1) 市長の事務部局及び外国語大学の事務部局については、全面的に適用する。
- (2) 消防局については、第 8 条第 1 号に限り適用しない。
- (3) 水道局及び交通局については、第 7 条及び第 8 条の規定は適用しない。第 6 条の規定は、「公共性の見地」又は「業務執行調査」上必要がある場合に限り適用する。
- (4) 監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会及び市会(以下「委員会等」という。)の事務部局については、第 8 条第 1 号の規定は適用しない。

第 8 条第 1 号を除くその他の規定は、委員会等の独立性を侵さない範囲で適用する。

また、委員会等の権限に属する事務については、「法に定める総合調整」の必要ある場合に限り適用する。

2 事務調査について

事務調査は、部局における事務の管理及び執行状況等について実施するものであるが、各所属は事務調査に当たっては協力するものであること。

3 事故調査について

(1) 事故調査の対象となる事故の範囲

事故調査は、次の事故を対象として行う。

ア 地方公務員法第 29 条第 1 項各号に掲げる事実があると思われる場合

イ 現金・物品その他財産の亡失・き損があった場合(ただし、通常の管理の下において発生した動植物及び物品等の亡失・き、損を除く。)

ウ 職員が公務の執行に当たり、他人に損害を与えた場合

エ 財産・営造物の設置又は管理にかし、があつたために、他人に損害が生じたと思われる場合

オ その他営造物の使用関係等において他人に損害が生じた場合

(2) 事故の報告及び通知

部局の長は、所掌事務に関し、事故調査の対象となる事故が発生したときは、当該事故の原因及び状況等を速やかに上司(一般的には主管助役、特に重要又は異例なものについては市長まで)に報告するとともに、行財政局長に通知しなければならない。

ア 上司への報告を省略できる場合

上司への報告は、上記のとおりすべての事故について行うのが原則であるが、一定の比較的軽微な事故(例えば軽微な物損のみの自動車事故等)については、次のとおり取扱うものとする。

前記(1)アの事故の場合を除き、事故による市及び相手方(当事者間)のすべての損害見積額を合算した金額が助役以下専決規程別表第2「見舞金・事故金・損害賠償等の額の決定」の項の専決区分「局室長共通」の専決金額以下の事故については、上司への報告を省略できる。ただし、その事故が重要又は異例なものである場合については、部局の長において適宜判断のうえ上司に報告するものとする。

イ 行財政局長への通知

行財政局長への通知は、上司への報告の省略に関係なく、事故調査の対象となるすべての事故について必要とするので注意されたい。

(3) 事故報告の様式

上司への報告及び行財政局長への通知は原則として行財政局行政部行政経営課所定の報告用紙(一般事故用及び自動車事故用)を用いること。ただし、事故の性質上報告書等の作成に相当の日時を要すると認められるときは、あらかじめその要旨を口頭で報告及び通知すること。

なお、事故報告書の記載については、「公用文の作り方」(昭和50年発行)を参照のこと。

4 工事調査について

工事調査については、別紙「工事調査に関する事務取扱要綱」によるものとする。

5 措置要求に対する回答について

本規則に基づく調査の結果、改善等を要する事項について、行財政局長が行う改善措置要求に対する回答は、要求のあつた日から2月以内に行うものとする。